

議案第1号

安曇野市厚生住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市厚生住宅条例（平成17年安曇野市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「の各号」を削る。

第25条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第2号

安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例（平成29年安曇野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表家庭系廃棄物の項金額の欄中「108円」を「110円」に、「102円」を「104円」に、「116円」を「118円」に、「648円」を「660円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「972円」を「990円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「86円」を「88円」に改め、同表事業系一般廃棄物の項金額の欄中「108円」を「110円」に、「102円」を「104円」に、「116円」を「118円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「2,592円」を「2,640円」に、「89円」を「91円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第3号

安曇野市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

安曇野市デイサービスセンター条例（平成17年安曇野市条例第107号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安曇野市堀金デイサービスセンター条例

第1条中「安曇野市デイサービスセンター」を「安曇野市堀金デイサービスセンター」に改める。

第2条の表安曇野市豊科デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第4号

安曇野市三郷屋内ゲートボール場条例の一部を改正する条例

安曇野市三郷屋内ゲートボール場条例（平成17年安曇野市条例第113号）の一部を次のように改正する。

別表午前8時30分から午後9時までの項市民の欄中「210円」を「220円」に改め、同項市民以外の欄中「420円」を「440円」に改め、同表夜間照明の項市民の欄中「105円」を「110円」に改め、同項市民以外の欄中「210円」を「220円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第5号

安曇野市高齢者集会施設条例の一部を改正する条例

安曇野市高齢者集会施設条例（平成17年安曇野市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しようとする者」を「利用しようとする者」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

別表ホールの項中「1,220円」を「1,270円」に改め、同表中「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用者」に改める部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第6号

安曇野市明科総合福祉センター条例の一部を改正する条例

安曇野市明科総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条中「又は使用」及び「（以下「利用者等」という。）」を削る。

第7条の見出し中「許可」の次に「等」を加え、同条中「の利用者等」を「を利用しようとする者」に改め、「あらかじめ」を削り、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すとき。
- (2) 総合福祉センターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長等が特に適当でないと認めるとき。

第7条に次の1項を加える。

2 市長等は、必要があると認めるときは条件を付すことができるものとする。

第8条の見出し中「禁止行為」を「利用の制限」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第7条第1項各号に該当したとき。
- (2) 第7条第2項に規定した条件に違反したとき。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項ただし書中「使用」を「利用」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し）

第9条 市長等は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
- (3) 利用する権利を譲渡又は転貸したとき。
- (4) 感染性疾患があり、他の者に感染させるおそれがあるとき。
- (5) その他指定管理者が緊急やむを得ないと認めたとき。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表会議室の項中「400円」を「410円」に改め、同表娯楽室の項及び問診室（会議用）の項中「320円」を「330円」に改め、同表待合室（会議用）の項中「400円」を「410円」に改め、同表デイケアルームの項、陶芸作業所の項及び福祉団体会議室の項中「320円」を「330円」に改め、同表備考中「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第9条関係」

を「第10条関係」に改める部分及び同表備考中「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用者」に改める部分は除く。)は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第7号

安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例（平成17年安曇野市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「障害者」という。）」を削る。

第2条第1項中「となる障害者」を削り、「次の各号の」を「次の」に改め、同項各号列記以外の部分中「する者」の次に「（以下「給付対象者」という。）」を加え、同項第1号中「に基づく」を「に規定する」に改め、同項第2号イ中「別表第1に定める程度の」を「別表第3に規定する」に改め、同号ウ中「療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）に規定する療育手帳」を「療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）により手帳」に改め、同条第2項中「障害者」を「給付対象者」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「福祉施設」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条第2号又は第26条の2第1号若しくは第2号に規定する施設」に改め、同項第2号中「継続して3か月以上入院を」を「病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して3月を超えて入院」に改める。

第3条第1項中「者は」を「給付対象者は」に改め、同項ただし書中「障害者が次の各号の」を「当該給付対象者が次の」に、「当該障害者の」を「当該給付対象者の」に、「当該障害者と」を「当該給付対象者と」に改め、「当該障害者を」を削り、同条第2項中「の申請を受理した」を「に規定する申請があった」に、「支給の」を「給付の」に改める。

第4条から第7条までを次のように改める。

（変更の届出）

第4条 前条第2項の規定により福祉金の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、前条第1項に規定する申請の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第5条 福祉金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（現況の届出）

第6条 受給者は、規則で定めるところにより市長に現況を届け出なければならない。

（給付の停止）

第7条 市長は、受給者が前条に規定する届出をしなかったときは、規則で定めるところにより給付を停止するものとする。

第8条を第13条とし、第7条の次に次の5条を加える。

（決定の取消し）

第8条 市長は、受給者が次のいずれかに該当したときは、第3条第2項に規定する給付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 前条に規定する給付の停止期間中に第6条に規定する届出をしなかったとき。
- (2) 第3条第1項に規定する申請のあった日の属する月に第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により福祉金の給付を受けたとき。
- (4) 第5条の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により第3条第2項に規定する給付の決定を取り消したときは、受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第9条 受給者は、次のいずれかに該当したときは、受給資格を喪失する。

- (1) 第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

2 市長は、前項の規定により受給者が受給資格を喪失したときは、受給者に通知するものとする。

(福祉金の給付額等)

第10条 福祉金の給付額は、受給者1人につき月額2,000円とする。

2 福祉金の給付期間は、第3条第1項に規定する申請のあった日の属する月から受給資格を喪失した日の属する月までとする。

(給付日)

第11条 福祉金の給付日は、毎年4月から9月までの分を10月15日と、10月から翌年3月までの分を同年4月15日とし、給付日が安曇野市の休日を定める条例（平成17年安曇野市条例第3号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。ただし、給付日の前月末日までに第2条第1項に規定する要件の確認ができないときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が次のいずれかに該当したときは、前項の給付日にかかわらず福祉金を給付することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前項ただし書の規定により福祉金を給付しなかった場合において、第2条第1項に規定する要件に該当することが確認できたとき。

(福祉金の返還)

第12条 市長は、第8条第1項第3号又は第4号の規定により第3条第2項に規定する給付の決定を取り消したときは、給付した福祉金の返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 8 号

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

安曇野市児童クラブ利用者負担金条例（平成 19 年安曇野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 項中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 31 年 2 月 20 日 提出

安曇野市長 官澤 宗弘

議案第9号

安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例

安曇野市保健センター条例（平成17年安曇野市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用」を「利用」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

2 保健センターのうち別表に掲げる施設を専用して利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自主的な保健衛生活動を行う者
- (2) その他市長が適当と認めた者

第8条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「一部」を「うち別表に掲げる施設」に、「使用」を「利用」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (2) 保健センターの管理上支障がある行為

3 市長は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

第9条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「次に該当するときは、使用を拒否し、又は」を「保健センターを利用する者が前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、」に、「若しくは」を「又は」に、「命じ、その他必要な措置を講ずる」を「命ずる」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (2) 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

第10条第1項中「第8条に規定する」を「第8条第1項の許可を受けた」に改める。

第12条の見出し中「賠償責任」を「損害賠償」に改める。

別表安曇野市豊科保健センターの項中「250円」を「260円」に、「810円」を「840円」に改め、同表安曇野市穂高保健センターの項中「400円」を「330円」に、「320円」を「330円」に、「1,220円」を「1,270円」に改め、同表中「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「使用時間」

を「利用時間」に、「使用者」を「利用者」に改める部分は除く。)は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第10号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

第3条第3項中「（及び連帯納付義務者（法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。））」を削る。

第7条中「（及び連帯納付義務者）」を削る。

第13条を第13条の2とし、第12条の次に次の1条を加える。

（保健福祉事業）

第13条 市長は、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第11号

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例

安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例（平成17年安曇野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第6条後段を削り、同条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(2) 多目的研修センターの管理上支障がある行為

3 指定管理者は、第1項の許可をするときは、条件を付することができる。

第7条の見出し中「利用」を削り、同条第1項中「利用者」を「前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、「の各号」及び「と認める」を削り、「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」を「取り消す」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

第7条第1項第2号中「利用の許可の」を「前条第3項の規定により付した」に改め、同項第3号中「認めた」を「認める」に改め、同条第2項中「場合」を「とき」に改める。

第8条第1項中「多目的研修センターの施設を利用する者」を「利用者」に改める。

第9条中「次の各号のいずれかに該当する場合は」を「規則で定める基準に従い」に改め、同条各号を削る。

第10条中「管理等」を「の管理等」に改める。

別表の1 会議室等の利用料金の表和室の項中「270円」を「330円」に改め、同表調理実習室の項中「690円」を「840円」に改め、同表農事実習室の項中「270円」を「330円」に改め、同表大会議室の項中「340円」を「410円」に改め、同表備考中第3項及び第4項を削り、同表2 多目的ホールの利用料金の表多目的ホールの項Aの欄中「600円」を「620円」に改め、同項Bの欄中「1,200円」を「1,240円」に改め、同項Cの欄中「1,800円」を「1,860円」に改め、同項Dの欄中「6,000円」を「6,200円」に改め、同表備考中第3項を削り、同表備考中第4項を第3項に改め、同表備考中第5項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第12号

安曇野市三郷農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市三郷農村環境改善センター条例（平成17年安曇野市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「安曇野市公の施設の指定手続等に関する条例」を「安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」に改める。

第4条第2号中「除く。」を「除く業務」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「備品」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）改善センターの利用の許可に関する業務

第6条及び第7条を削る。

第5条中「施設」を「施設等」に改め、「（以下「利用者」という。）」を削り、「得な」を「受けな」に改め、同条に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第5条に次の2項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

（1）公の秩序又は善良な風俗を害する行為

（2）改善センターの管理上支障がある行為

3 指定管理者は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（開館時間及び休館日）

第5条 改善センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

（1）開館時間 午前9時から午後10時まで

（2）休館日 12月30日から翌年の1月4日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、改善センターの開館時間又は休館日を変更することができる。

第8条第1項中「改善センターの施設を利用する者」を「前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「次の各号のいずれかに該当する場合であって、指定管理者が必要であると認めるときは」を「指定管理者は、規則で定める基準に従い」に改め、同項各号を削り、同条第2項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用の制限等）

第9条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

(2) 第6条第3項により付した条件に違反したとき。

第10条中「、設備、備品」を「等」に改める。

別表第1及び別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

第2条 安曇野市三郷農村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

1 会議室等の利用料金

名称	1時間当たりの利用料金
農産加工室（加工を目的とする場合を除く。）	840円
和室研修室	260円
営農部会室	330円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 利用者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の2倍に相当する額を徴収する。

2 多目的ホールの利用料金

名称	1時間当たりの利用料金			
	A	B	C	D
多目的ホール	620円	1,240円	1,860円	6,200円

備考

1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 利用料金の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 多目的ホールの照明料は、1時間当たり200円とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第13号

安曇野市長峰山森林体験交流センター条例の一部を改正する条例

安曇野市長峰山森林体験交流センター条例（平成17年安曇野市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「備品」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 交流センターの利用の許可に関する業務

第8条を第10条とする。

第7条中「、設備、備品」を「等」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第1項中「、設備又は備品」を「等」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（利用の許可）

第5条 交流センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、前項の許可をしないことができる。

（1） 交流センターの施設等を損傷する行為

（2） 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

（3） 交流センターの管理上支障がある行為

3 指定管理者は、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

（利用許可の取消等）

第6条 指定管理者は、交流センターの施設等を利用する者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。

（1） 前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

（2） 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

別表中「第5条関係」を「第7条関係」に改め、

「

交流センター 多目的広間	午前 (9:00～ 12:30)	午後 (12:30～ 17:00)	夜間 (17:00～ 22:00)	占有のみ
	540 (320)	540 (320)	1,080 (540)	

」を

「

交流センター 多目的広間	午前 9 時から 午後 零時30分	午後 零時30分 から午後 5 時	午後 5 時から 午後10時	占有のみ
	550 (330)	550 (330)	1,100 (550)	

」に、

同表天体観測室の項利用単位の欄中「210」を「220」に改め、同表研修棟の項利用単位の欄中「100」を「600」に、「210」を「600」に改め、同項備考の欄中「1人当たり」を「1時間当たり」に改め、同表中「大人（中学生以上）」を「中学生以上」に、「小人（小学生）」を「小学生」に改め、同表オートキャンプ場の項利用単位の欄中「4,320」を「4,400」に、「210」を「220」に改め、同表バンガローの項利用単位の欄中「10,800」を「11,000」に、「12,960」を「13,200」に、「210」を「220」に改め、同表マレットゴルフ用具の項利用単位の欄中「100」を「110」に改め、同表貸しテントの項利用単位の欄中「4,320」を「4,400」に改め、同表タープの項利用単位の欄中「2,700」を「2,750」に改め、同表ロールマットの項利用単位の欄中「320」を「330」に改め、同表バーベキューコンロセットの項利用単位の欄中「1,620」を「1,650」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第5条関係」を「第7条関係」に改める部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第14号

安曇野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市特定公共賃貸住宅条例（平成17年安曇野市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政令」の次に「及び省令」を加える。

第2条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 入居者 入居名義人をいう。

(4) 同居者 入居者と同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）をいう。

第7条第1号を削り、同条第2号中「地方税」を「入居しようとする者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市区町村税」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「その者」を「入居しようとする者」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条中「使用」を「利用」に改める。

第12条第3項中「期間内」を「期日まで」に改める。

第13条第2項中「の各号」を削る。

第14条第3項中「おいては」を「おいて」に改める。

第14条の2中「の各号」を削り、同条第3号中「特別な」を「特別の」に改める。

第15条第3項中「使用」を「利用」に改める。

第19条第2項中「自ら」を「入居者若しくは同居者」に改める。

第20条第3号中「使用」を「利用」に改める。

第21条の見出しを「（入居者及び同居者の保管義務等）」に改め、同条第1項中「入居者」の次に「及び同居者」を加え、「及び」を「並びに」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「自ら」の次に「又は同居者」を加える。

第22条中「入居者」の次に「及び同居者」を加える。

第23条の見出し中「不使用」を「不利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第25条中「使用」を「利用」に改める。

第26条第2項中「べき」を削る。

第31条第1項中「の各号」を削り、「期限」を「明渡し期限」に改め、同項第1号、第3号及び第4号中「入居者」の次に「又は同居者」を加える。

第32条第1項並びに同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第5項中「の使用」を「の利用」に、「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」を「利用者」と、「入居」とあるの

は「利用」に改め、同条第6項本文中「使用」を「利用」に改め、同項ただし書中「うえ使用」を「上利用」に改め、同条第7項中「使用」を「利用」に改める。

第34条第1項中「入居者」の次に「及び同居者」を加え、同条第2項中「使用」を「利用」に改める。

第36条を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第15号

安曇野市営住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市営住宅条例（平成17年安曇野市条例第199号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第59条」に改める。

第1条中「共同施設の」の次に「設置及び」を加え、「命令」を「政令及び省令」に改める。

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 入居者 入居名義人をいう。

(4) 同居者 入居者と同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下同じ。）をいう。

第3条第1項中「法の規定に基づき」を「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、」に改める。

第4条の3中「入居者等」を「入居者及び同居者」に改める。

第4条の5中「入居者」の次に「及び同居者」を加える。

第4条の12第2項中「入居者」の次に「及び同居者」を加え、「等及び」を「並びに」に改める。

第4条の13中「の便利及び」を「及び同居者の便利並びに」に改める。

第4条の14中「入居者」の次に「及び同居者」を加える。

第6条中「の各号」を削る。

第7条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「地方税」を「市区町村税」に改め、同項第3号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第4号中「その者」を「入居しようとする者及び現に同居し、又は同居しようとする親族」に改め、同項第6号中「その者」を「入居しようとする者」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「入居者」を「入居しようとする者」に、「同居者」を「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」に改め、同項第2号中「入居者」を「入居しようとする者」に、「同居者」を「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」に改め、同項第3号中「同居者」を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に改め、同項第4号中「入居者」を「入居しようとする者」に、「同居者」を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に改める。

第10条第1項中「の各号」を削る。

第12条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改める。

第16条第1項中「毎年度」を「毎年9月末日までに」に改める。

第17条中「の各号」を削る。

第18条第1項中「明渡しの期限」を「明渡し期限」に改め、「指定した日」の次に「（退去が全て完了していることを、現地において確認する日をいう。）」を加え、同条第3項中「使用」を「利用」に改める。

第20条第1項中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第22条第2項中「自ら」を「入居者又は同居者」に改める。

第23条第3号中「使用」を「利用」に改める。

第24条の見出し中「入居者」の次に「及び同居者」を加え、同条第1項中「入居者」の次に「及び同居者」を加え、「及び」を「並びに」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「自ら」の次に「又は同居者」を加える。

第25条中「入居者」の次に「及び同居者」を加える。

第26条の見出し中「不使用期間」を「不利用期間」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第28条中「使用」を「利用」に改める。

第29条第3項中「模様替」を「模様替え」に改める。

第33条第1項中「期限」を「明渡し期限」に改め、同条第3項中「期限」を「明渡し期限」に、「明け渡さなければならない」を「明け渡し、退去しなければならない」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、「明渡しの期限」を「明渡し期限」に改める。

第38条第1項中「期限」を「明渡し期限」に改め、同条第2項中「明け渡さなければならない」を「明け渡し、退去しなければならない」に改める。

第41条中「住宅の入居者」の次に「及び同居者」を、「なり、当該入居者」の次に「及び同居者」を加える。

第43条第1項中「の各号」を削り、同項第1号及び第3号中「入居者」の次に「又は同居者」を加え、同項第4号中「使用」を「利用」に改め、同項第5号中「入居者」の次に「又は同居者」を加える。

第44条第1項並びに同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第5項中「使用者」を「利用者」に、「使用許可」を「利用許可」に改め、同条第6項中「の使用」を「の利用」に、「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」を「利用者」と、「入居」とあるのは「利用」に改め、同条第7項本文中「使用」を「利用」に改め、同項ただし書中「うえ使用」を「上利用」に改める。

第51条中「の各号」を削る。

第58条第1項中「入居者」の次に「若しくは同居者」を加え、同条第2項中「使用」を

「利用」に改める。

第60条を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第16号

安曇野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

安曇野市法定外公共物管理条例（平成17年安曇野市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項」を「前条」に改める。

第6条第1項中「前条」を「第4条」に改める。

別表揚水式発電所以外の発電所の項料金（円）の欄中「1.08」を「1.10」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第17号

室山アグリパーク条例の一部を改正する条例

第1条 室山アグリパーク条例（平成17年安曇野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の別表」を「のうち別表」に改め、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「義務」を削り、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（利用の制限）

第8条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、同項の許可を取り消すことができる。

- （1） 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- （2） 前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- （3） 利用の方法が著しく危険であるとき。
- （4） 室山アグリパークの施設等に関する工事等のため、やむを得ないとき。

2 市長は、室山アグリパークの利用者が前項第2号から第4号までのいずれかに該当したときは、その利用を禁止することができる。

第7条を削る。

第6条中「の各号」を削り、同条第3号中「張り紙」を「貼り紙」に、「張り札」を「貼り札」に改め、同条第6号中「施設」の前に「室山アグリパークの」を加え、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「を使用」を「を利用」に改め、同条第2項ただし書中「認める」を「認めた」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（利用の許可）

第4条 有料施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

別表中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、「使用時間」を「利用時間」に改める。

第2条 室山アグリパーク条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条関係）

1 パターゴルフ場使用料

（単位：円）

施設名	使用料		
パターゴルフ場	1人1ラウンド（道具使用料を含む。）	大人	520
		小中学生	310
	2ラウンド以降1人1ラウンド		200

2 テニスコート使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
テニスコート（全天候）	1面	520	1,040	1,560	5,200
テニスコート（クレー）	1面	260	520	780	2,600
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第18号

安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例

安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

行為		単位	金額（円）
物品販売等		1日	1,000
募金等		1日	1,000
興行		占有面積 1 m ² 1日	60
競技 会、集 会、展 示会、 博覧 会、ス ポーツ 教室等	豊科南部総合公園芝生広場（園路を含む。以下同じ。）	半面 1時間	5,100
		全面 1時間	10,200
	豊科南部総合公園愛犬広場	全面 1時間	5,100
	豊科南部総合公園芝生広場及び愛犬広場以外の都市公園	占有面積 1 m ² 1日	40
業としての写真撮影		1日	700
業としての映画撮影		1日	3,000

別表第5を次のように改める。

別表第5（第11条関係）

1 龍門渚公園施設使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
運動広場	半面	620	1,240	1,860	6,200
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	半面照明（ソフトボール1面用）	800	1,600	2,400	8,000
	全面照明（ソフトボール2面用）	1,600	3,200	4,800	16,000
テニスコート	1面	520	1,040	1,560	5,200
	1面照明	200	400	600	2,000
ゲートボール場	1面	310	620	930	3,100
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

2 三郷文化公園施設使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D

体 育 館	メ イ ン ア リ ー ナ	半面	620	1,240	1,860	6,200
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		半面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		観覧席暖房料	150	150	450	1,500
		トレーニング器具	1回 310			
		放送設備	150	300	450	1,500
	柔道場	全面	410	820	1,230	4,100
		照明料	200	400	600	2,000
		暖房料	150	150	450	1,500
	剣道場	全面	410	820	1,230	4,100
		照明料	200	400	600	2,000
		暖房料	150	150	450	1,500
	会議室	全面	310	310	930	3,100
		冷暖房料	100	100	200	1,000
	健康相談室	全面	310	310	930	3,100
		暖房料	100	100	200	1,000
	グラウンド	半面	620	1,240	1,860	6,200
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		半面照明（ソフトボール1面用）	800	1,600	2,400	8,000
全面照明（ソフトボール2面用）		1,600	3,200	4,800	16,000	

テニスコート	1面	520	1,040	1,560	5,200
備考					
1 施設を専用しない場合の個人利用（体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。					
2 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

3 豊科南部総合公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名		使用料			
		A	B	C	D
テニスコート	1面	520	1,040	1,560	5,200
	1面照明	200	400	600	2,000
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

4 礪山公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名	行為等	金額(円)
体験学習施設 I	集会、展示会	520
	募金、興行、物品販売	2,610
	冷暖房	300

体験学習施設Ⅱ	集会、展示会	1,040
	募金、興行、物品販売	5,230
	冷暖房	1,000
備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。		

5 高家公園グラウンド使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名		使用料			
		A	B	C	D
グラウンド	全面	520	1,040	1,560	5,200
備考					
1 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第19号

安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項、第7条第2項、第8条第1項ただし書及び第14条第2項ただし書中「場合」を「とき」に改める。

第16条第1項中「共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合」を「共同住宅内に居住しない所有者又は経営者」に改める。

第17条第2項ただし書中「各号の」を削り、「場合」を「とき」に改める。

第18条第3項中「場合」を「とき」に改める。

第19条中「各号の」を削る。

第24条第1項中「料金」の次に「の額」を加え、「のとおり」を「に定める用途及び口径により算定した基本料金及び従量料金の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第24条第2項中「該当するもので」を「該当し、」に改める。

第26条中「各号の」を削る。

第27条第1項第1号中「超過料金」を「従量料金」に改める。

第35条、第36条及び第40条中「各号の」を削る。

別表中「超過料金」を「従量料金」に改める。

第2条 安曇野市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第24条、第27条関係）

用途	口径 (mm)	基本料金（1月につき）		従量料金（1m ³ につき）
		基本水量 (m ³ まで)	金額	
一般 用	13	7	1,436円	使用水量8m ³ 以上10m ³ まで 44円
	20		2,486円	
	25		3,423円	
	30		4,472円	使用水量11m ³ 以上30m ³ まで 178円
	40		6,152円	
	50		10,338円	使用水量31m ³ 以上 202円
	75		20,819円	
	100		36,535円	1日の使用水量が1,500m ³ を 超すものは、市長が別に定め る。
	150		73,201円	
	150を 超える もの		市長が別に定める。	
公衆 浴場 用	20	200	9,014円	45円
	40		14,514円	
臨時 用	全口径	10	6,600円	550円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1

日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条による改正後の別表の規定は、平成31年12月の量水器の点検に係る料金から適用し、同年11月までの点検に係る料金は、なお従前の例による。ただし、同年10月1日以後に水道の使用を開始した場合に係る同条例第27条第1項に定める料金の算定においては、同日から適用する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第20号

安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「とる」を「とらなければならない」に改める。

第17条第1項中「する」の次に「ものとする」を加える。

第20条第1項第5号中「大で」を削る。

第36条第4項各号列記以外の部分中「料金」を「使用料」に改め、同項第1号中「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「従量使用料」に改める。

第46条の2中「使用料」の次に「又は占用料」を加える。

第46条の3第1項中「督促」の次に「（使用料に係るものに限る。）」を加える。

第47条中「若しくは占用料」を削る。

別表第1中「基本料金」を「基本使用料」に、「1,944円」を「1,980円」に、「超過分」を「従量使用料」に、「194.4円」を「198円」に、「205.2円」を「209円」に、「216円」を「220円」に改め、同表公衆浴場の項金額の欄中「45.36円」を「46.2円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「基本料金」を「基本使用料」に改める部分及び「超過分」を「従量使用料」に改める部分は除く。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定（使用料の金額に係る部分に限る。）は、平成31年12月の量水器の点検に係る使用料から適用し、同年11月までの点検に係る使用料は、なお従前の例による。ただし、同年10月1日以後に下水道の使用を開始した場合に係る同条例第36条第4項に定める使用料の算定においては、同日から適用する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第21号

安曇野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

安曇野市農業集落排水施設条例（平成17年安曇野市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「以下、」を「以下」に改める。

第19条第2項各号列記以外の部分中「料金」を「使用料」に改め、同項第1号中「使用数量」を「使用水量」に、「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「従量使用料」に改める。

別表中「基本料金」を「基本使用料」に、「1,944円」を「1,980円」に、「超過分」を「従量使用料」に、「194.4円」を「198円」に、「205.2円」を「209円」に、「216円」を「220円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「基本料金」を「基本使用料」に改める部分及び「超過分」を「従量使用料」に改める部分は除く。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定（使用料の金額に係る部分に限る。）は、平成31年12月の量水器の点検に係る使用料から適用し、同年11月までの点検に係る使用料は、なお従前の例による。ただし、同年10月1日以後に農業集落排水施設の使用を開始した場合に係る同条例第19条第2項に定める使用料の算定においては、同日から適用する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第22号

安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市水道事業分担金等の徴収に関する条例（平成17年安曇野市条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「108,000」を「110,000」に、「172,800」を「176,000」に、「302,400」を「308,000」に、「475,200」を「484,000」に、「864,000」を「880,000」に、「1,296,000」を「1,320,000」に、「2,592,000」を「2,640,000」に、「5,184,000」を「5,280,000」に、「10,800,000」を「11,000,000」に、「298,200」を「303,800」に、「555,400」を「565,700」に、「936,000」を「953,300」に、「3,332,500」を「3,394,200」に、「6,469,700」を「6,589,500」に、「11,190,800」を「11,398,000」に改める。

別表第2中「35,500」を「36,200」に、「61,300」を「62,400」に、「83,900」を「85,400」に、「116,800」を「119,000」に、「209,400」を「213,200」に、「312,200」を「318,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成31年10月1日以後に行われた新設工事又は増径工事の申込みに係る加入分担金及び給水分担金について適用し、同日前に行われた申込みに係る加入分担金及び給水分担金については、なお従前の例による。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第23号

安曇野市人権教育集会所条例の一部を改正する条例

安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条の表安曇野市豊科解放館の項を削る。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「等を使用」を「又は備品（以下「施設等」という。）を利用」に改め、「安曇野市教育委員会（以下「」及び「という。）」を削り、同条ただし書中「の各号のいずれかに該当すると認める」を「に掲げる行為を行うおそれがある」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「おそれがあるとき。」を「行為」に改め、同条第2号中「施設」を「集会所」に、「を来すおそれがあるとき。」を「がある行為」に改め、同条第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

第4条の見出し中「使用許可」を「許可」に改め、同条第1項中「集会所の施設、設備等の使用の」を「前条第1項の」に改め、「（以下「使用者」という。）」及び「の各号」を削り、「、使用の」を「、同項の」に、「取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する」を「取り消す」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 前条第1項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

（2） 利用の目的に反し、又は前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

第5条中「、設備」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第24号

安曇野市公民館条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「安曇野市教育委員会（以下「」を削り、「」という。）が」を「は、」に改める。

第6条第2項中「が特に」を「は、特に」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「を使用」を「のうち別表第2に掲げるものを利用」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第7条第2項中「委員会は、」の次に「利用」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 公民館の施設等を損傷する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (3) 公民館の管理上支障がある行為

第8条を次のように改める。

(利用の中止)

第8条 利用許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第9条中「使用者は、別表第2に定める使用料を、使用許可のあったとき」を「使用料は、利用許可を受ける際」に改め、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長は、特別」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用料の額は、別表第2のとおりとする。

第11条ただし書中「の各号」を削り、同条第1号中「使用者」を「利用許可を受けた者」に、「より使用」を「より利用」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 教育委員会が定める期日前までに、利用許可（変更に係るものに限る。）があったとき、又は第8条の規定による中止の届出があったとき。

第18条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第20条とし、第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者は、公民館の使用を終了したとき、又は使用を停止したときは、」を「公民館の施設等の利用を終了した者、又は第12条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは前条第1項の規定により利用を禁止された者は、」に、「、設備及び備品」を「等」に改め、同条を第14条

とし、第11条の次に次の2条を加える。

(利用許可の取消し)

第12条 教育委員会は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (2) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、利用許可を取り消すものとする。

3 市は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、補償しないものとする。

(利用の制限)

第13条 教育委員会は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。

2 市は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。

別表第2中「第9条関係」を「第7条、第9条関係」に改め、同表の1 会議室等使用料の表備考中「使用時間」を「利用時間」に、「使用者」を「利用許可を受けた者」に改め、別表第2の2 設備及び備品使用料の表備考中「使用時間」を「利用時間」に改め、別表第2の3 安曇野市豊科公民館ホール使用料の表備考中「に使用」を「に利用」に、「使用許可」を「利用許可」に、「を使用」を「を利用」に改め、別表第2の4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料の表備考中「に使用」を「に利用」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第2条 安曇野市公民館条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第9条関係）

1 会議室等使用料

名称		1時間当たりの使用料
豊科公民館	小会議室	120円
	中会議室	260円
	大会議室	410円
	研修室	120円

	講座室	260円
	和室	260円
穂高公民館	第1会議室	260円
	第2会議室	410円
	第3会議室	410円
	児童室	260円
	講義室	410円
	調理実習室	840円
	視聴覚室	840円
	講堂	1,700円
三郷公民館	会議室101	260円
	会議室102	260円
	会議室201	410円
	和室	260円
	講義室	410円
	スタジオ1	260円
	調理実習室	840円
	創作室	330円
	スタジオ2	410円
	講堂	1,270円
	会議室1	410円
	会議室2	260円

堀金公民館	会議室 3	260円
	会議室 4	260円
	調理実習室	840円
	創作室	330円
	スタジオ 1	260円
	スタジオ 2	840円
	講堂	1,270円
明科公民館	講義室 1	330円
	講義室 2	330円
	講義室 1・講義室 2	410円
	会議室 2	260円
	和室 1	260円
	和室 2	260円
	和室 1・和室 2	330円
	和室 3	120円
	調理実習室	840円
	創作室	410円
	講堂	1,270円

備考

- 1 利用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。
 - (1) 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
 - (2) 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料に相当する額

- 2 利用許可を受けた者が入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合は、規定の料金の2倍に相当する額を徴収する。

2 設備及び備品使用料

種類	1時間当たりの使用料
移動式ポータブルアンプ	1式130円
プロジェクター	1台730円
携帯用スクリーン	1台100円
アップライトピアノ	1台340円
グランドピアノ	1台520円
講堂ステージ照明	1式410円
マイクロフォン	1台130円
放送設備（講堂）	1式520円
放送設備（会議室）	1式160円
講堂スクリーン	1台100円
天幕、テント	1日につき1張520円
展示パネル（支柱2本含む。）	1日につき1組310円

備考 利用時間が1時間単位でない場合は、次の額を徴収する。

- 30分以内の場合 1時間当たりの使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- 30分を超え1時間未満の場合 1時間当たりの使用料に相当する額

3 安曇野市豊科公民館ホール使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	1時間当たりの冷暖房使用料
入場料を徴収し	13,200円	20,950円	23,150円	54,470円	4,920円

ない場合				
入場料を徴収する場合又は営利を目的とする場合	17,160円	27,230円	30,090円	70,810円

備考

- 1 定められている区分以外に利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額
- 2 ホールステージのみを利用する場合、レクリエーション場のみを利用する場合又はホワイエのみを利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

4 安曇野市豊科公民館ホール設備及び備品使用料

種類	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
グランドピアノ	1台3,140円	1台3,140円	1台3,140円	1台9,420円
照明Aセット	1式2,930円	1式2,930円	1式2,930円	1式8,790円
照明Bセット	1式4,400円	1式4,400円	1式4,400円	1式13,200円
フォローピンスポット ライト	1台2,930円	1台2,930円	1台2,930円	1台8,790円

ローアホリゾントライト	1列1,040円	1列1,040円	1列1,040円	1列3,120円
アッパーホリゾントライト	1列1,040円	1列1,040円	1列1,040円	1列3,120円
ボーダーライト	1列1,040円	1列1,040円	1列1,040円	1列3,120円
フットライト	1列1,040円	1列1,040円	1列1,040円	1列3,120円
マイクロフォン	1台520円	1台520円	1台520円	1台1,560円
放送装置基本セット	1式2,200円	1式2,200円	1式2,200円	1式6,600円
催事収録用集音マイク装置	1式4,190円	1式4,190円	1式4,190円	1式12,570円
スクリーン	1台1,040円	1台1,040円	1台1,040円	1台3,120円
音響反射板	1式4,400円	1式4,400円	1式4,400円	1式13,200円

備考

1 定められている区分以外に利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前9時前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分後の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

2 「照明Aセット」とは、ボーダーライト及び第1・第2サスペンションライトをいい、「照明Bセット」とは「照明Aセット」にサイドスポットライト及びフロントスポットライトを追加したものをいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日

から施行する。

平成31年 2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第25号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安曇野市教育委員会（以下「」を削り、「」という。）が」を「が」に改める。

第4条第3号中「うち、」の次に「市長又は」を加える。

第5条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第7条の見出し中「使用等」を「利用」に改め、同条第1項中「体育施設の施設、設備又は備品（以下「体育施設等」という。）を使用及び利用（以下「使用等」という。）」を「体育施設のうち別表第2に掲げるものを利用」に、「又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」を「（指定体育施設にあつては指定管理者）」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第7条第2項中「等は、」の次に「利用」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会及び指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 体育施設の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を損傷する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (3) 体育施設の管理上支障がある行為

第8条を次のように改める。

(利用の中止)

第8条 利用許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ教育委員会等に届け出なければならない。

第9条中「指定体育施設以外の体育施設等を使用」を「体育施設（指定体育施設を除く。）の施設等を利用」に、「使用の前」を「利用を開始する日まで」に改め、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長は、特別」に改める。

第10条中「ときは、」の次に「前条に規定する」を加える。

第11条ただし書中「市長が、次の各号」を「市長は、次」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用許可を受けた者」に、「より使用」を「より利用」に改め、同条第2号中「使用を」を「利用を」に、「使用の取消し又は変更の申出」を「利用許可（変更に係るものに限る。）があつたとき、又は第8条の規定による中止の届出」に改める。

第13条中「公益その他」を削る。

第14条ただし書中「、次の各号のいずれかに該当する」を「特別の理由がある」に改め、同条各号を削る。

第18条を第20条とする。

第17条中「体育施設等」を「体育施設の施設等」に改め、同条を第19条とする。

第16条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者等は、体育施設等の使用等を終了したとき」を「体育施設の施設等の利用を終了した者」に、「使用等を停止したときは」を「第15条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは第16条第1項の規定により利用を禁止された者は」に、「体育施設等を」を「体育施設の施設等を」に改め、同条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

（利用許可の取消し）

第15条 教育委員会等は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (2) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会等が特に不相当と認めたとき。

2 教育委員会等は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、利用許可を取り消すものとする。

3 市及び指定管理者は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、補償しないものとする。

（利用の制限）

第16条 教育委員会等は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第4号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。

2 市及び指定管理者は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。

別表第2中「第9条、第12条関係」を「第7条、第9条、第12条関係」に改め、同表の1 安曇野市豊科地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の2 安曇野市穂高地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の3 安曇野市三郷地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の4 安曇野市堀金地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の5 安曇野市明科地域体育施設の表備考中「使用」を「利用」に改め、別表第2の7 その他の体育施設の表を次のように改める。

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

別表第3を削る。

第2条 安曇野市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条、第7条、第9条、第12条関係）

1 安曇野市豊科地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
豊科南社会体育館 午前9時から午後 9時30分まで	片面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から翌
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
	片面照明	200	400	600	2,000	
	全面照明	400	800	1,200	4,000	
豊科武道館 柔道場 剣道場 午前9時から 午後9時30分 まで	全面	410	820	1,230	4,100	
	照明料	200	400	600	2,000	
豊科弓道場	全面	410	820	1,230	4,100	

	午前 9 時から午後 9 時30分まで						年 1 月 4 日までの日
市営県民豊科運動広場	午前 5 時から午後 9 時30分まで	片面	620	1,240	1,860	6,200	屋外体育施設において、特定の競技以外は、12 月から 3 月までの冬期閉鎖の間（テニスコート及びアーチェリー練習場は除く。）
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
		片面照明	1,000	2,000	3,000	10,000	
		全面照明	2,000	4,000	6,000	20,000	
豊科屋内ゲートボール場	午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	620	1,240	1,860	6,200	管理上支障があると認められるとき
		照明	200	400	600	2,000	
豊科勤労者総合スポーツ施設	体育館 午前 9 時から午後 9 時30分まで	片面	620	1,240	1,860	6,200	管理上支障があると認められるとき
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
		片面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
テニスコート	午前 5 時から午後 9 時30分まで	1 面	520	1,040	1,560	5,200	管理上支障があると認められるとき
		1 面照明	200	400	600	2,000	
梓橋運動広場	午前 5 時から日没まで	全面	520	1,040	1,560	5,200	
高家スポ	多目的グラウンド東	片面	620	1,240	1,860	6,200	管理上支障があると認められるとき
	午前 5 時から	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	

一ツ広場	日没まで					
	多目的グラウンド西 午前5時から 日没まで	全面	620	1,240	1,860	6,200
	アーチェリー練習場 午前5時から 日没まで	全面	410	820	1,230	4,100
備考						
<p>1 施設を専用しない場合の個人利用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。</p> <p>2 使用料の区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合</p> <p>3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>						

2 安曇野市穂高地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間		使用料				休場日	
		A	B	C	D		
安曇野市穂高総合体育	アリーナ 午前9時から午後9時30分まで	半面	830	1,660	2,490	8,300	
		全面	1,660	3,320	4,980	16,600	
		半面照明	200	400	600	2,000	
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	

館		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
	柔剣道室 午前9時から午後9時30分まで	全面	410	820	1,230	4,100	
	卓球室 午前9時から午後9時30分まで	全面	1,250	2,500	3,750	12,500	
	フィットネスルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	520	520	1,560	5,200	
		冷暖房料	150	150	450	1,500	
	ミーティングルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	無料	200	400	400	
		冷暖房料	無料	70	150	150	12月28日から翌年1月4日までの日
	プレイルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	310	310	930	3,100	
		冷暖房料	100	100	200	1,000	屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間（テニスコートは除く。）
控室 午前9時から午後9時30分まで	全面	無料	200	400	400		
テニスコート 午前5時から午後9時30分まで	1面	520	1,040	1,560	5,200		
	1面照明	200	400	600	2,000	管理上支障があると認められるとき	
安曇野市牧体育館	アリーナ 午前9時から午後9時30分まで	全面	620	1,240	1,860	6,200	
		全面照明	200	400	600	2,000	
		暖房料 (ストーブ1台あたり)	150	300	450	1,500	
		放送施設	150	300	450	1,500	

	研修室 午前9時から午後 9時30分まで	全面	無料	200	400	400
		暖房料	無料	70	150	150
	ゲートボール場	1面	310	620	930	3,100
市営西穂高運動場 午前5時から午後9時 30分まで		半面	620	1,240	1,860	6,200
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		半面照明 (ソフト ボール1 面用)	800	1,600	2,400	8,000
		全面照明 (ソフト ボール2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000
		全面照明 (野球1 面用)	2,000	4,000	6,000	20,000
		放送施設	100	200	300	1,000
市営有明運動場 午前5時から午後9時 30分まで		半面	620	1,240	1,860	6,200
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400
		半面照明 (ソフト ボール1 面用)	800	1,600	2,400	8,000
		全面照明 (ソフト ボール2 面用)	1,600	3,200	4,800	16,000
		ゲートボ ール場	310	620	930	3,100
市営北穂高運動場 午前5時から午後9時 30分まで		全面	620	1,240	1,860	6,200
		全面照明 (ソフト ボール1	800	1,600	2,400	8,000

	面用)					
市営牧運動場 午前5時から午後9時 30分まで	片面	1,040	2,080	3,120	10,400	11月から5月 中旬までの冬 期閉鎖の間
	全面	2,080	4,160	6,240	20,800	その他芝生養 生の日
	全面照明	1,600	3,200	4,800	16,000	上記以外は、 他の運動場と 同様の扱い
備考						
<p>1 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場室、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。</p> <p>2 使用料の区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合</p> <p>3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。</p> <p>4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p>						

3 安曇野市三郷地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
三郷体育館 午前9時から午後 9時30分まで	片面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から 翌年1月4日 までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
	片面照明	200	400	600	2,000	
	全面照明	400	800	1,200	4,000	
三郷競技場 午前5時から午後	片面	620	1,240	1,860	6,200	
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400	

9時30分まで						3月までの冬 期閉鎖の間 管理上支障が あると認めら れるとき
	半面照明 (ソフトボ ール1面 用)	800	1,600	2,400	8,000	
	全面照明 (ソフトボ ール2面 用)	1,600	3,200	4,800	16,000	

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（三郷体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
市 営 堀 金 総 合 運	総合グラウンド 午前5時から 午後9時30分 まで	半面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	
		半面照明(ソ フトボール1 面用)	800	1,600	2,400	8,000	
		全面照明(ソ	1,600	3,200	4,800	16,000	

動場		フットボール2面用)					翌年1月4日までの日	
		全面照明(野球1面用)	2,000	4,000	6,000	20,000		屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間(テニスコートは除く。)
		放送施設	100	200	300	1,000		
テニスコート 午前5時から 午後9時30分まで	1面	520	1,040	1,560	5,200			
	1面照明	200	400	600	2,000			
会議室	全面	無料	310	620	620			
メインアリーナ 午前9時から 午後9時30分まで	半面	830	1,660	2,490	8,300	管理上支障があると認められるとき		
	全面	1,660	3,320	4,980	16,600			
	半面照明	200	400	600	2,000			
	全面照明	400	800	1,200	4,000			
	放送設備	150	300	450	1,500			
柔道場、剣道場 午前9時から 午後9時30分まで	全面	410	820	1,230	4,100			
	照明料	200	400	600	2,000			
サブアリーナ 午前9時から 午後9時30分まで	全面	830	1,660	2,490	8,300			
	照明料	200	200	400	2,000			
	冷暖房料	1,200	1,200	2,400	12,000			
	放送施設	500	500	1,000	5,000			
	移動観覧席	無料	520	1,040	5,200			
	ステージ	200	200	400	2,000			
堀金総合体育館								

	ステージ照明	400	400	800	4,000
体力相談室 (ミーティング グループ)	全面	520	520	1,560	5,200
	冷暖房料	150	150	450	1,500
堀金多目的屋内運 動場 午前9時から午後 9時30分まで	片面	620	1,240	1,860	6,200
	全面	1,240	2,480	3,720	12,400
	片面照明	200	400	600	2,000
	全面照明	400	800	1,200	4,000
備考					
1 施設を専用しない場合の個人利用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に 限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円と する。					
2 使用料の区分					
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場 合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場 有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合					
3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。					
4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。					

5 安曇野市明科地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間		使用料				休場日	
		A	B	C	D		
明 科	体育室 午前9時から午	片面	620	1,240	1,860	6,200	12月28日から 翌年1月4日
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	

体 育 館	後 9 時30分まで	片面照明	200	400	600	2,000	までの日 屋外体育施設 において、特 定の競技以外 は、12月から 3月までの冬 期閉鎖の間 管理上支障が あると認めら れるとき
		全面照明	400	800	1,200	4,000	
	柔道場、剣道場 午前 9 時から午 後 9 時30分まで	全面	410	820	1,230	4,100	
		照明料	200	400	600	2,000	
市営明科農村広場 午前 5 時から日没ま で		片面	620	1,240	1,860	6,200	
		全面	1,240	2,480	3,720	12,400	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（明科体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 照明料において上記以外の部分点灯は、点灯割合で換算した金額。
- 4 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

6 安曇野市穂高プール

区分		利用単位	利用料金（円）	開場時間	期間	休場日
穂 高 プ ー ル	中学生以下	1回1人につき	300	午前9時 30分から 午後6時 まで	7月上旬か ら 9月上旬ま で	教育委員会 等が特に必 要と認める 日
	16歳（高校 生）以上	1回1人につき	500			
	ロッカー	1回につき	100			

備考

- 1 1回の単位は、1回の入場をいい、最高1日とする。

2 1歳未満児、75歳以上の者及び付添い（遊泳しない）者は、無料とする。

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

（安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成30年安曇野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 安曇野市穂高プールの表の改正規定を次のように改める。

別表第2の6 安曇野市穂高プールの表を次のように改める。

6 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月1日から3月31日までの日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		

黒沢マレットゴルフ場		
------------	--	--

平成31年 2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第26号

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例

安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「（以下「使用」という。）」を加える。

第2条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第4条中「の施設、設備又は備品（以下「学校施設等」という。）」を削り、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

許可を受けた事項の変更をしようとする場合も、同様とする。

第4条各号を削り、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 学校教育上又は学校施設の管理上支障がある行為
- (2) 学校施設を汚損する行為
- (3) 公益を害し、又は風紀を乱す行為
- (4) 営利を目的とした行為又は宗教的若しくは政治的目的のために行う行為
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認める行為

3 教育委員会は、使用許可について、必要な条件を付することができる。

第11条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「学校施設等」を「学校施設の施設、設備、備品」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「等」を削り、「使用を停止したとき」を「第6条第1項の規定により許可を取り消されたとき」に改め、同条を第10条とする。

第8条ただし書中「市長が次の各号」を「市長は次」に改め、同条第1号中「使用者」を「使用許可を受けた者」に改め、同条第2号中「使用の取消し又は変更の申出」を「使用の変更の申請をして許可があったとき、又は使用の中止の届出」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「公益その他」を削り、「ときは、」の次に「前条に規定する」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「等」を削り、「前納」を「使用の前に納付」に改め、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長は、特別」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（使用許可の取消し）」に改め、同条中「委員会は、」の次に「使用許可を受けた者が」を加え、「各号の」を削り、「使用の停止又は許可の取消しを命ずる」を「使用許可の取消しをする」に改め、「停止又は取消しによって」を削り、「が受けた」を「に生じた」に改め、同条後段中「教育委員会」を「市」に改め、同条中第3号

を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第4条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

第5条に次の1項を加える。

2 前条に規定する使用の中止の届出があったときは、使用許可を取り消すものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(使用の中止)

第5条 使用許可を受けた者が使用の中止をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第6条関係)

1 豊科地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
豊科南 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	620
		全面照明	800
豊科北 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	全面	620
		全面照明	200
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620
豊科東 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200

		全面照明	400
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620
豊科南 中学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	620
		全面	1,240
		半面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620
豊科北 中学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	620
		全面	1,240
		半面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 穂高地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
穂高南 小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	半面	学校教育上及び管理上支障があると認めるとき 12月28日から翌年1月4日までの日
		全面	
		半面照明	
		全面照明	

	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620	屋外学校施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間
穂高北 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
南校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620		
	全面照明	800		
穂高西 小学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	200	
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620	
		講堂 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	620
		全面照明	200	
穂高東 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	
	講堂 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620	
		全面	1,240	
		半面照明	200	
		全面照明	400	

	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	410
		全面照明	200
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620
		全面照明	800
穂高西 中学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620
		全面	1,240
		半面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620
		全面照明	800
	柔剣道室 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面	410
		全面照明	200

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

3 三郷地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
三郷小 学校	第 2 体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	半面	620
		全面	1,240
		半面照明	200
		全面照明	400
三郷中	講堂	全面	620

学校	午前 9 時から午後 9 時 30分まで	全面照明	200	以外は、12月から 3月までの冬期閉 鎖の間
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620	
		全面照明	800	

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

4 堀金地域学校施設

(単位：1 時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
堀金小 学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から午後 9 時 30分まで	全面	620
		全面照明	800
堀金中 学校	体育館 午前 9 時から午後 9 時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前 5 時から日没まで	全面	620

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。

5 明科地域学校施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び使用時間		使用料	休場日
明南小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620
明北小学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前5時から日没まで	全面	620
明科中学校	体育館 午前9時から午後9時 30分まで	片面	620
		全面	1,240
		片面照明	200
		全面照明	400
	校庭 午前5時から午後9時 30分まで	全面	620
		全面照明	800

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年10月1

日から施行する。

平成31年 2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第27号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「博物館」の次に「（指定博物館を除く。）」を加える。

第5条第4号を次のように改める。

（4）指定博物館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

第29条中「教育委員会が」を「別に」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

1 近代美術館の利用料金

（1）入館

区分	利用料金		特別展の利用料金	
	個人	20人以上の団体 （1人につき）	個人	20人以上の団体 （1人につき）
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	520円	410円	1,500円	1,400円
高校生・大学生	310円	200円	1,300円	1,200円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

（2）展示室等の利用料金

区分	利用料金			
	午前9時～午後5時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時30分 （特に認められた場合に限る。）
第6展示室及 合	入場料等を徴収しない場合	1,040円		520円

び第7 展示室	2,000円以下の入場料等を 徴収する場合	1,250円		620円
	2,000円を超え3,000円以 下の入場料等を徴収する 場合	1,460円		730円
	3,000円を超え5,000円以 下の入場料等を徴収する 場合	1,670円		830円
	5,000円を超える入場料等 を徴収する場合	1,880円		940円
第5展 示室、 第8展 示室、 2階東 回廊及 び2階 西回廊	入場料等を徴収しない場 合	1,460円		730円
	2,000円以下の入場料等を 徴収する場合	1,670円		830円
	2,000円を超え3,000円以 下の入場料等を徴収する 場合	1,990円		990円
	3,000円を超え5,000円以 下の入場料等を徴収する 場合	2,300円		1,150円
	5,000円を超える入場料等 を徴収する場合	2,610円		2,350円
2階南 回廊及 び2階 北回廊	入場料等を徴収しない場 合	2,090円		1,040円
	2,000円以下の入場料等を 徴収する場合	2,510円		1,250円
	2,000円を超え3,000円以 下の入場料等を徴収する 場合	2,930円		1,460円
	3,000円を超え5,000円以 下の入場料等を徴収する 場合	3,350円		1,670円
	5,000円を超える入場料等 を徴収する場合	3,770円		1,880円

大展示室	入場料等を徴収しない場合	4,810円			2,400円
	2,000円以下の入場料等を徴収する場合	5,760円			2,880円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	6,700円			3,350円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	7,640円			3,820円
	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	8,590円			4,290円
多目的ホール	入場料等を徴収しない場合	5,230円	1,990円	2,610円	2,930円
	2,000円以下の入場料等を徴収する場合	6,280円	2,400円	3,140円	3,560円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	7,330円	2,720円	3,660円	4,190円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	8,380円	3,140円	4,190円	4,710円
	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	9,530円	3,560円	4,710円	5,340円
オリエンテーションルーム	入場料等を徴収しない場合	1,040円	410円	520円	570円
	2,000円以下の入場料等を徴収する場合	1,250円	470円	620円	680円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合	1,460円	520円	730円	830円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料等を徴収する場合	1,670円	620円	830円	940円

	5,000円を超える入場料等を徴収する場合	1,880円	730円	940円	1,040円
ピアノ	1台	6,280円	3,140円	3,140円	3,140円
大型スクリーン	1式	1,040円	520円	520円	520円
プロジェクター	1式	4,400円	2,200円	2,200円	2,200円
拡声装置	1式	1,460円	730円	730円	730円
スタンドスクリーン	1台	410円	200円	200円	200円

備考 この表において「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料、会費その他これに類するものをいう。

(3) 特別利用の利用料金

区分	単位	利用料金
写真撮影	1点1日以内	2,090円
映画・ビデオ撮影	1点1日以内	2,090円
写生	1点1日以内	2,090円

2 田淵行男記念館の利用料金

入館

区分	利用料金	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般(中学生以下の者を除く。)	310円	200円

3 記念美術館の利用料金

(1) 入館

区分	利用料金		特別展の利用料金	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般（中学生以下の者及び高校生・大学生を除く。）	410円	360円	620円	520円
高校生・大学生	310円	260円	410円	310円

備考 「高校生・大学生」とは、高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、大学、専修学校又は各種学校に在学する者をいう。

(2) 施設の利用料金

区分	利用料金			備考
	午前9時～午後5時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	
南の蔵	200円	100円	100円	暖房を利用した場合は、1時間につき100円を加算する。
主屋	2,510円	940円	1,250円	

(3) 特別利用の利用料金

区分	単位	利用料金
模写・模造	1点1日につき	2,090円
撮影（学術研究用）	1点	520円
撮影（その他）		3,140円
原版使用（学術研究用）	1枚	520円
原版使用（その他）		2,090円

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第5条第4号及び第29条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第28号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 安曇野高橋節郎記念美術館長の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第29号

安曇野市穂高陶芸会館条例の一部を改正する条例

安曇野市穂高陶芸会館条例（平成18年安曇野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の見出し中「の」を削り、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し）

第13条 指定管理者は、陶芸会館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消すことができる。

- （1） 陶芸会館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- （2） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。
- （3） 他の利用者に支障を来すおそれがあり、又は来したとき。
- （4） 第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めたとき。

2 第9条第3項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。

第10条から第12条までを削る。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改め、「公益その他」を削り、「使用料」を「利用料金の全部又は一部」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「陶芸会館の利用者及び前条の規定による」を「第8条の」に、「別表に定める使用料」を「陶芸会館の利用に係る利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条を第10条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「（利用の拒否等）」に改め、同条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「施設、設備、備品又は陶芸作品等（以下「施設等」という。）を使用」「施設等を利用しよう」と改め、「（以下「利用者」という。）」及び「各号の」を削り、「該当する」の次に「と認める」を加え、「使用を禁止し、又は入館を制限する」を

「利用を拒む」に改め、同項第1号中「施設」の前に「陶芸会館の」を加え、同項第2号中「乱す」を「害する」に改め、同項第3号中「使用者」を「利用者」に、「きたす」を「来す」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、陶芸会館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第5条に次の1項を加える。

3 市又は指定管理者は、前2項の規定により陶芸会館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した場合に生じた損失については、補償しないものとする。

第5条を第9条とする。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項第1号中「4月から10月」を「4月1日から10月31日」に改め、同項第2号中「11月から翌年の3月」を「11月1日から翌年の3月31日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「指定管理者」に改め、「及び休館日」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

第4条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（休館日）

第7条 陶芸会館の休館日は、次のとおりとする。

（1） 月曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

（3） 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。

（利用許可）

第8条 陶芸会館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 陶芸会館に保管又は展示されている陶芸作品等について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

第3条第3号中「その他」を「等」に、「又は」を「及び」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 陶芸会館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第4条第1項の規定によるものであって、かつ、陶芸会館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 陶芸会館の利用許可に関する業務

(2) 陶芸会館の施設、設備、備品及び資料(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(3) 次条に規定する事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか陶芸会館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

別表中「第7条、第12条関係」を「第10条関係」に改め、同表の1 入館の表中「2,000円」を「2,090円」に、「1,500円」を「1,570円」に、「1,800円」を「1,880円」に、「1,000円」を「1,040円」に改め、同表備考中「500円」を「520円」に改め、別表の2 作陶の表中「2,000円」を「2,090円」に、「500円」を「520円」に、「3,000円」を「3,140円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(「第7条、第12条関係」を「第10条関係」に改める部分は除く。)は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第30号

飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例

飯沼飛行士記念館条例（平成18年安曇野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安曇野市」及び「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第4条第2号中「資料」の次に「（以下「施設等」という。）」を加え、同条第4号中「うち、」の次に「市長又は」を加える。

第5条中「の各号」を削り、同条第3号中「又は」を「及び」に改める。

第6条の見出し中「等」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「及び休館日」及び「することが」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる」を「前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない」に改め、同項を同条第3項とする。

第14条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条の見出し中「の」を削り、同条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し）

第13条 指定管理者は、記念館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の許可を取り消すことができる。

- （1） 記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- （2） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。
- （3） 他の利用者に支障を来すおそれがあり、又は来したとき。
- （4） 第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めるとき。

2 第9条第3項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合について準用する。

第10条中「公益その他」を削り、同条を第11条とする。

第9条第1項中「記念館の施設等を利用しようとする者及び前条の規定による」を「第8条の」に改め、「（以下「利用料金」という。）」を削り、同条を第10条とする。

第8条を削る。

第7条の見出し中「制限」を「拒否等」に改め、同条第1項中「施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）」を「施設等を利用しようとする者」に改め、「各号の」を削り、「ときは、記念館の」の次に「施設等の」を加え、「禁止し、又は入館を制限する」を「拒む」に改め、同項第1号中「施設」の前に「記念館の」を加え、同項第2号中「乱す」を「害する」に改め、同項第3号中

「きたす」を「来す」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「指定管理者」の前に「市又は」を加え、「前項」を「前2項」に、「利用を禁止され、入館を制限された」を「記念館の施設等の利用を拒み、又は必要な条件を付した」に改め、「利用者の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、記念館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第7条 記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時に休館日を定める場合について準用する。

(利用許可)

第8条 記念館の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同表中「400円」を「410円」に、「300円」を「310円」に改め、同表模写・模造の項利用料金の欄中「2,000円」を「2,090円」に改め、同表撮影（学術研究用）の項利用料金の欄中「500円」を「520円」に改め、同表撮影（その他）の項利用料金の欄中「3,000円」を「3,140円」に改め、同表原版利用（学術研究用）の項利用料金の欄中「500円」を「520円」に改め、同表原版利用（その他）の項利用料金の欄中「2,000円」を「2,090円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第9条関係」を「第10条関係」に改める部分を除く。）は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第31号

貞享義民記念館条例の一部を改正する条例

第1条 貞享義民記念館条例（平成18年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「並びに」を「及び」に改める。

第5条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第8条を削る。

第7条中「記念館の施設等を使用しようとする者は、」を「第6条第1項の許可を受けた者にあつては」に改め、「使用料を」の次に「、同条第2項の許可を受けた者にあつては別表第2に定める使用料を」を加え、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「（利用の制限等）」に改め、同条第1項中「記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）を使用する者（以下「使用者」という。）」を「前条の許可を受けようとする者」に改め、「の各号」を削り、「記念館の使用を禁止し、又は入館を制限する」を「同条の許可をしない」に改め、同項第1号中「施設等」を「記念館の施設、設備、備品又は資料（以下「施設等」という。）」に改め、同項第2号中「乱す」を「害する」に改め、同項第3号中「使用者の使用」を「利用者」に、「きたす」を「来す」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、記念館の管理上必要があると認めるときは、前条の許可に必要な条件を付することができる。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用許可）

第6条 記念館の施設、設備又は備品を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 記念館に保管又は展示されている資料について、学術研究その他の教育目的のため、模写、模造、撮影又は原版利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第9条中「特別使用料」を「特別利用に係る使用料」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用許可の取消し）

第11条 教育委員会は、記念館の施設等を利用している者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消すことができる。

- (1) 記念館の施設等を損傷するおそれがあり、又は損傷したとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあり、又は害したとき。
- (3) 他の利用者の利用に支障を来すおそれがあり、又は支障を来したとき。
- (4) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反するおそれがあり、又は違反したとき。
- (5) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に不相当と認めたとき。

2 市は、前項の規定により第6条の許可を取り消された場合における損失については、補償しないものとする。

別表第1中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第2中「特別使用料」を「特別利用に係る使用料」に改める。

第2条 貞享義民記念館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

1 入館

区分	使用料	
	個人	20人以上の団体 (1人につき)
一般（中学生以下の者を除く。）	310円	200円

2 研修室等使用料

区分		使用料		
		午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時（教育委員会が特に必要と認めた場合に限る。）
研修室	入場料等を徴収しない場合	620円	830円	1,040円
	入場料等を徴収する場合	940円	1,250円	1,570円

シアター室	入場料等を徴収しない場合			5,230円
	入場料等を徴収する場合			7,850円
企画展示室	入場料等を徴収しない場合	1日につき 1,620円		
	入場料等を徴収する場合	1日につき 2,430円		
テレビ (ビデオ付き)	一式	520円	520円	520円
スライド 映写機	1台	520円	520円	520円
OHP	1台	520円	520円	520円
液晶ビジョン	1台			730円

備考 この表において「入場料等」とは、使用者が入場者から徴収する入場料、会費その他これに類するものをいう。

3 冷暖房使用料

区分	単位	暖房	冷房
研修室	1時間	100円	100円
シアター室	1時間	200円	310円
企画展示室	1時間	100円	

別表第2（第8条関係）

特別利用に係る使用料

区分	単位	使用料
模写・模造	1点1日につき	2,090円
撮影（学術研究用）	1点	520円
撮影（その他）		3,140円
原版使用（学術研究用）	1枚	520円
原版使用（その他）		2,090円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第32号

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「（以下「施設等」という。）を使用」を「で別表に掲げるものを利用」に改め、「あらかじめ」を削り、「に申請し、」を「の」に改め、同条第2項中「前項の使用を許可」を「第1項の許可を」に、「に応じて」を「な」に、「付す」を「付する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) センターの施設、設備、備品、展示資料又は作品（以下「施設等」という。）を損傷する行為
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
- (3) 他の利用者に支障を来す行為

第6条中「前条の規定により」を「前条第1項の」に改め、「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、「使用許可のあった時に」を削り、同条ただし書中「相当」を「特別」に、「時」を「とき」に改める。

第7条中「の全部又は一部」を削る。

第8条ただし書中「、特別の理由がある」を「特に必要」に、「その全部又は一部を還付することができる」を「この限りでない」に改める。

第9条を次のように改める。

（利用の制限）

第9条 センターの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第5条第2項各号に掲げる行為
- (2) 許可を得ないで現状を変える行為
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙する行為
- (4) 酒類を持ち込む行為
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為

第12条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者」を「センターの利用者」に、「センターの使用」を「利用」に、「使用を停止した」を「前条第1項の規定により第5条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止された」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に対しては、市は責を負わない。

- （1） 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- （2） 前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- （3） 許可を得た利用目的以外にセンターの施設、設備又は備品を利用したとき。
- （4） 使用料を指定した日までに納付しなかったとき。

2 教育委員会は、センターの利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

別表の1 安曇野市穂高交流学习センターの表中「使用する場合」を「利用する場合」に改め、同表の備考を次のように改める。

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - （1） 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - （2） 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - （3） 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

- (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

別表の2 安曇野市豊科交流学習センターの表中「使用する場合」を「利用する場合」に改め、同表の備考を次のように改める。

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

別表の3 安曇野市三郷交流学習センターの表中「使用する場合」を「利用する場合」に改め、同表の備考を次のように改める。

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 3 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

- (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
- (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
- (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
- (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額

第2条 安曇野市交流学习センター条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 安曇野市穂高交流学习センター

区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円

楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールを利用する場合に限る。）		1室につき 170円	1室につき 280円	1室につき 310円	1室につき 740円
学習室	入場料を徴収しないで利用する場合	410円	520円	470円	1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	470円	620円	520円	1,930円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	570円	730円	620円	2,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	620円	830円	730円	2,560円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	730円	940円	830円	2,880円
展示ギャラリー	入場料を徴収しないで利用する場合	1日につき 4,810円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 5,760円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 6,700円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1日につき 7,640円			
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1日につき 8,590円			

交 流 広 場	入場料を徴収しないで利用 する場合	1日につき 5,230円			
	2,000円以下の入場料を徴 収して利用する場合	1日につき 6,280円			
	2,000円を超え3,000円以下 の入場料を徴収して利用す る場合	1日につき 7,330円			
	3,000円を超え5,000円以下 の入場料を徴収して利用す る場合	1日につき 8,380円			
	5,000円を超える入場料を 徴収して利用する場合	1日につき 9,420円			
平台	1式	200円	200円	200円	620円
音響反射板	1式	3,660円	3,660円	3,660円	11,000円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	520円	1,570円
携帯用スクリーン	1台	520円	520円	520円	1,570円
指揮台	1台	200円	200円	200円	620円
演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	200円	620円
司会者台	1台	100円	100円	100円	310円
移動観覧席	1式	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円
シーリングライト	1式	410円	410円	410円	1,250円
サスペンションライト	1式	410円	410円	410円	1,250円
フォローピンスポット	1台	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円
ローアーホリゾンライト	1式	830円	830円	830円	2,510円

アッパーホリズントライ ト	1 式	830円	830円	830円	2, 510円
放送設備（マイク 1 本付 き）	1 式	1, 570円	1, 570円	1, 570円	4, 710円
ワイヤレスマイク	1 本	520円	520円	520円	1, 570円
携帯用拡声器	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
ビデオデッキ	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
DVDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
カセットテープレコーダ ー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
CD・MDプレーヤー	1 台	520円	520円	520円	1, 570円
プロジェクター	1 台	2, 200円	2, 200円	2, 200円	6, 600円
イベント用テント	1 張	520円	520円	520円	1, 570円
ピアノ	1 台	3, 140円	3, 140円	3, 140円	9, 420円
展示ケース	1 台	1 日につき 1, 040円			

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり 100分

の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

2 安曇野市豊科交流学習センター

区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的交流ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	3,240円	5,130円	5,650円	13,300円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	3,870円	6,070円	6,700円	15,920円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	4,500円	7,120円	7,850円	18,540円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	5,130円	8,170円	9,000円	21,260円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	5,760円	9,210円	10,160円	23,880円

多目的 交流ホール (展示場として利用 する場合に限る。)	入場料を徴収しないで 利用する場合	1日につき 4,810円			
	2,000円以下の入場料 を徴収して利用する場 合	1日につき 5,760円			
	2,000円を超え3,000円 以下の入場料を徴収し て利用する場合	1日につき 6,700円			
	3,000円を超え5,000円 以下の入場料を徴収し て利用する場合	1日につき 7,640円			
	5,000円を超える入場 料を徴収して利用する 場合	1日につき 8,590円			
学習室 1	入場料を徴収しないで 利用する場合	830円	1,040円	940円	3,240円
	2,000円以下の入場料 を徴収して利用する場 合	940円	1,250円	1,040円	3,870円
	2,000円を超え3,000円 以下の入場料を徴収し て利用する場合	1,150円	1,460円	1,250円	4,500円
	3,000円を超え5,000円 以下の入場料を徴収し て利用する場合	1,250円	1,670円	1,460円	5,130円
	5,000円を超える入場 料を徴収して利用する 場合	1,460円	1,880円	1,670円	5,760円

学習室 2、学習室 3、学習室 4、学習室5 及び学習室6	入場料を徴収しないで 利用する場合	1室につき 410円	1室につき 520円	1室につき 470円	1室につき 1,620円
	2,000円以下の入場料 を徴収して利用する場 合	1室につき 470円	1室につき 620円	1室につき 520円	1室につき 1,930円
	2,000円を超え3,000円 以下の入場料を徴収し て利用する場合	1室につき 570円	1室につき 730円	1室につき 620円	1室につき 2,250円
	3,000円を超え5,000円 以下の入場料を徴収し て利用する場合	1室につき 620円	1室につき 830円	1室につき 730円	1室につき 2,560円
	5,000円を超える入場 料を徴収して利用する 場合	1室につき 730円	1室につき 940円	1室につき 830円	1室につき 2,880円
ホールスクリーン	1台	520円	520円	520円	1,570円
指揮台	1台	200円	200円	200円	620円
演台（花台を含む。）	1式	200円	200円	200円	620円
司会者台	1台	100円	100円	100円	310円
サスペンションライト	1式	410円	410円	410円	1,250円
フォローピンスポット	1台	1,040円	1,040円	1,040円	3,140円
放送設備（マイク1本付 き）	1式	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
ワイヤレスマイク	1本	520円	520円	520円	1,570円

ビデオデッキ	1台	520円	520円	520円	1,570円
DVDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円
カセットテープレコーダー	1台	520円	520円	520円	1,570円
CD・MDプレーヤー	1台	520円	520円	520円	1,570円
プロジェクター	1台	2,200円	2,200円	2,200円	6,600円
ピアノ	1台	3,140円	3,140円	3,140円	9,420円
展示ケース	1台	1日につき 1,040円			

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを利用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを利用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり 100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

3 安曇野市三郷交流学習センター

区分		使用料			
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
学習室 1 及び 学習室 2	入場料を徴収しないで利用する場合	1 室につき 410円	1 室につき 520円	1 室につき 470円	1 室につき 1,620円
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 470円	1 室につき 620円	1 室につき 520円	1 室につき 1,930円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 570円	1 室につき 730円	1 室につき 620円	1 室につき 2,250円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 620円	1 室につき 830円	1 室につき 730円	1 室につき 2,560円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	1 室につき 730円	1 室につき 940円	1 室につき 830円	1 室につき 2,880円
展示 ギャラリー	入場料を徴収しないで利用する場合	1 日につき 3,240円			
	2,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	1 日につき 4,190円			
	2,000円を超え3,000円以下	1 日につき 5,130円			

	の入場料を徴収して利用する場合				
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合			1日につき	6,070円
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合			1日につき	7,010円
携帯用拡声器	520円	520円	520円		1,570円
携帯用スクリーン	520円	520円	520円		1,570円
プロジェクター	2,200円	2,200円	2,200円		6,600円
ブルーレイディスクプレーヤー	520円	520円	520円		1,570円
モニターテレビ	1,040円	1,040円	1,040円		3,140円

備 考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 3 利用時間を超過して利用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当たり 100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの利用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第33号

安曇野市明科学習館条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「住民」を「市民」に改める。

第5条第2項中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」を「教育委員会は、」に改める。

第6条第1項第2号中「1月4日」を「翌年の1月4日」に改め、同条第2項中「が特に」を「は、特に」に改める。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「（以下「施設等」という。）を使用」を「で別表に掲げるものを利用」に改め、「あらかじめ」を削り、「に申請し、」を「の」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更するときも同様とする。

第7条第2項中「許可について」を「第1項の許可をするときは、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 学習館の施設、設備、備品、展示資料又は作品（以下「施設等」という。）を損傷する行為

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(3) 他の利用者に支障を来す行為

第8条及び第9条を削る。

第10条中「学習館の施設等を使用しようとする」を「前条第1項の許可を受けた」に改め、「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、「、使用の許可のあったときに」を削り、同条ただし書中「教育委員会は、相当」を「市長が特別」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「公益その他」、「学習館の」及び「の全部又は一部」を削り、同条を第9条とする。

第12条ただし書中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。」を「特に必要と認めるときは、この限りでない。」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用の制限)

第11条 学習館の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 第7条第2項各号に掲げる行為

(2) 許可を得ないで現状を変える行為

- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は飲食若しくは喫煙する行為
- (4) 酒類を持ち込む行為
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為
（許可の取消し等）

第12条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に対しては、市は責を負わない。

- (1) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (3) 許可を得た利用目的以外に学習館の施設、設備又は備品を利用したとき。
- (4) 使用料を指定した日までに納付しなかったとき。

2 教育委員会は、学習館の利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

第13条の見出しを「（原状回復）」に改め、同条中「使用者」を「学習館の利用者」に、「学習館の使用」を「利用」に、「使用を停止した」を「前条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止された」に改める。

第15条中「教育委員会が」を「別に」に改める。

別表中「第10条関係」を「第8条関係」に改め、別表の1 施設の表中「第1講義室」を「講義室A」に、「第2講義室」を「講義室B」に、「施設等を使用」を「施設を利用」に改め、別表の2 施設附帯設備の表中「施設附帯設備」を「設備・備品」に、「施設等を使用」を「設備又は備品を利用」に改める。

第2条 安曇野市明科学習館条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

学習館使用料

1 施設

区分	2時間あたり使用料	1日あたり使用料
学習室	520円	1,570円
講義室A	520円	1,570円
講義室B	520円	1,570円

実習室	520円	1,570円
和室	520円	1,570円
施設協力者室	520円	1,570円
ハーモニーホール	1,040円	3,140円
屋外ホール	1,040円	3,140円

備考

- 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しないで施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

2 設備・備品

区分	2時間あたり使用料	1日あたり使用料
調理器具一式	260円	780円
移動観覧席一式	520円	1,570円
映像、音響設備一式	520円	1,570円
プロジェクター一式	260円	780円
グランドピアノ	520円	1,570円

備考

- 1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しないで設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。
- 2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。

3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第34号

安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年安曇野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「長の選挙における」及び「安曇野市の議会の議員及び長の選挙における」を削る。

第6条中「（長の選挙に限る。第8条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の安曇野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成31年2月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘